

損 保

第1章

損害保険業とは

2023年2月改訂

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験(専門科目)を受験する方のための教材です。

各項目について見識のある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を取得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表すものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

テキスト部会(損保担当委員)

石黒 貴彦(個人会員)

大関 伸幸(あいおいニッセイ同和損害保険)

大友 貴人(三井住友海上火災保険)

片山 亮太郎(三井住友海上火災保険)

桑原 健太(損害保険ジャパン)

星野 吉孝(東京海上日動火災保険)

溝田 裕樹(東京海上日動火災保険)

安田 健造(損害保険ジャパン)

第1章 損害保険業とは

1.1 リスクと保険	1-1
1.1.1 リスクとは	1-1
1.1.2 保険の役割	1-3
1.1.3 保険制度を構築できるリスク	1-4
1.2 保険制度のあり方	1-7
1.2.1 制度加入者の期待	1-7
1.2.2 資本提供者の期待	1-9
1.2.3 政府の役割	1-10
1.3 損害保険業	1-11
1.3.1 損害保険業の法的枠組み	1-11
1.3.2 保険規制の目的	1-15
1.4 日本の損害保険市場	1-21
1.4.1 損害保険市場の規模	1-21
1.4.2 主な保険種目	1-22
1.4.3 損害保険と競合する商品	1-23
1.4.4 損害保険会社等	1-27
1.4.5 販売チャネル	1-29

1.1 リスクと保険

1.1.1 リスクとは

「リスク」という概念については、各種の文献によって様々な形で定義されているが、共通する構成要素の一つに「不確実性」¹がある。ある事象について「不確実性」があるということは、将来複数の起こりうる結果があるということであり、それらを比較すればより好ましい結果とより好ましくない結果とに分けられる。その好ましくない方の結果が、現在の状態と比べても好ましくないものであれば、人はその状態を「リスクがある」と感じるだろう。

たとえば、車を運転する人が自動車事故に遭遇するか否か、飛行機を利用する人が飛行機事故に遭遇するか否かは不確実である（「事故に遭遇する」という結果と「遭遇しない」という結果が起こりうる）から、現在のまだ事故に遭遇していない状態から見ればリスクがあると感じる。また、ある人が将来の一定期間の中で死亡したり病気になったりするか否かは不確実であるから、現在の健康な状態から見ればリスクがあると感じる。また、企業の経営者は、自社の工場が火災や地震により操業停止となってしまうかもしれない不確実性や、販売した商品の瑕疵により賠償責任が発生するかもしれない不確実性に対するリスクを感じながら事業を行っている。

リスクには、回避・軽減が可能なものと不可避なものがある。車の運転による事故は運転を行わないことで、飛行機事故は飛行機に乗らないことで回避できるが、不慮の事故で死亡したり、疾病により入院したりするリスクを確実に避けることはできない。また、罹災により自社の工場が操業停止となり商品を供給できなくなるリスクは、たとえば同じ商品を地域的に離れた複数の工場で分散

¹ 「リスク」と「不確実性」を別の概念と整理している文献もある。

製造することで軽減できる(それが経営的に最善の選択か否かは別問題)が、商品の瑕疵による賠償責任の発生を避けるために一切の製造をやめる選択は、事業を廃業する場合を除いてとりえない。

そもそもリスクは「回避すべきもの」なのだろうか。仮に、社会があらゆるリスクを回避しようと試みるならば、交通事故のリスクを避けるために自動車や飛行機を廃止して徒歩で移動・運搬することになったり、企業経営に失敗するリスクを避けるために新規事業への参入や新しい技術や製品の研究開発が行われなくなったりすることで、現在よりも不便な生活を強いられ、経済発展は滞るだろう。つまり、社会がリスクの存在を許容することで、リスクに挑む経済主体が現れ、その果実が社会に還元されることで、人々の生活水準が向上したり利便性が高まったりするものといえる。

一方で、人々の生活を脅かすほどのリスクを許容する社会というのも望ましくない。たとえば、自動車のリスクに対して社会が自由放任の政策を取ったならば、交通事故が多数発生するなどして、自動車の存在が社会にとって負の効用を生むことになってしまうかもしれない。そのため、車道と歩道とを区分したり信号を設置したりといった物質的な基盤と、運転免許制度、交通ルール、違反した際の罰則といった法制面からの基盤を整備することで社会システム全体のリスクを軽減している。その他、建物の建築や食品衛生、そして金融市場や医療等、あらゆる分野においてリスクの許容と抑制の間で、社会的な調整が行われている。

現代社会において、持続的な経済発展を望むのならば、リスクとの共生は避けられない²。その中で、リスクを回避するのか、軽減するのか、ときにはそのまま受け入れるのかを選択しながら、リスクとうまく付き合っていくこと、すなわち、

² 利便性や経済性が犠牲となっても、リスク回避を選択すべき局面もある。(たとえば環境問題への対応)

社会システム全体においても、個人レベルにおいてもリスクのマネジメントが重要となっている。

1.1.2 保険の役割

車を運転しなければ事故に遭遇するリスクを回避できるにもかかわらず、多くの人々が運転することを選択するのは、事故に遭遇する可能性から感じるリスクよりも、車を運転することの効用の方が上回っているためと考えられる(もちろん、事故に遭遇するリスクを感じて、運転しないことを選択する人もいる)。しかし、もし仮にその車が無保険であったらどうだろうか。おそらく、運転することを選択する人の割合は大きく減少するだろう。それは、人々が自動車を運転することのリスクを評価する際に、事故に遭遇する確率だけでなく、事故時の経済的損失額の大きさについても考慮するためである。

保険の一義的な機能は、特定の事象が発生した際に、被保険者に生じた経済的損失を、あらかじめ約定した条件に従って補てんすることである。また金銭面以外にも、事故の相手方との交渉や各種手続の煩わしさについて、事情に精通した者による助言や代行が期待できることで、保険加入者の不安が緩和される面もある。保険は事故発生というリスクそのものをなくすことはできないが、経済的損失の不確実性を軽減したり、精神的な不安を緩和したりすることで、個人や企業のリスクに対する態度を「リスクの回避」から「リスクの選択」に変えることができる。

将来の経済的損失に備えるためには、保険を利用せずに資金を別途確保しておくという方法も取り得る。たとえば、資産規模の大きな企業にとっては、高頻度低損害の事象(自社製品に故障が発生した場合の無料修理に応じる費用等)に対しては、保険を利用するよりも定常的なコストとして認識(いわゆる自家保険)する方が効率的な場合がある。しかし、資産規模が小さい個人や中小企業が、不慮の事態に備えて多額の資金を蓄積することは困難であるし、資産

規模が大きい企業にとっても低頻度大損害の事象に対する資金を常時確保しておくことは現実的ではない。

保険は、同質のリスクに直面する経済主体が、少額の資金を負担し合うことにより、一部の加入者の経済的損失に対して資金を融通するという形式の金融制度である。保険制度を利用することにより、個々の経済主体が損失に備える多額の資金を独力で確保しておく必要がなくなり、経済全体として資金の効率的な活用を図ることが可能となる。

このように保険は、リスクに立ち向かう経済主体に対して金銭面・精神面における不安を軽減するとともに、経済全体の資金の効率的な活用を可能とすることで、社会・経済の発展を支える役割、いわば社会的なインフラ機能を担っている。

1.1.3 保険制度を構築できるリスク

保険はリスクに対処する方法の一つではあるが、すべてのリスクに対して保険制度を構築できるわけではない。保険付保の可能性について、いくつかの側面から検討する。

(1) 経済的リスクと非経済的リスク

保険は、リスクが発現した際の経済的損失を金銭で補てんする制度であることから、「経済的リスク」が対象となり、損失額を客観的に金銭で見積もれない「非経済的リスク」を付保することはできない。たとえば、何らかの事情により被った精神的苦痛(非経済的な損失)を、保険の補償で直接的に回復することはできない³。

³ 賠償責任保険では、被害者への慰謝料相当額が付保されているが、それは法律上の損害賠償責任に基づく加害者側の経済的損失を補てんするものであり、その支払いをもって被害者の精神的苦痛が元通りに回復する訳ではない。

なお、人の身体的な価値は金銭で見積もることはできないが、死亡やケガといったリスクは、逸失利益や治療にかかる費用と関連が深いと考えられるため、死亡保険金額や入院日額等、その事象が発生した際に支払われる金額をあらかじめ定めておくことで、実質的に付保を可能とする工夫がなされている。

(2) 純粋リスクと投機的リスク

将来の複数の起こりうる結果のうち、経済的損失の可能性のみがある(利得の可能性がない)リスクを「純粋リスク」という。一般に保険制度が対象としているのは、この純粋リスクである。一方「投機的リスク」は、不確実性の中に損失だけでなく利得の可能性も含まれるリスクである。金利や為替レート、株価が変動することで運用資産の価格が変動する市場リスクは、典型的な投機的リスクである。投機的リスクを回避・軽減する方法としては、「デリバティブ(金融派生商品)取引」が利用されている。

ただし、純粋リスクと投機的リスクは、相反する概念ではない。たとえば、住宅を所有している人は、火災の発生により住宅が消失する純粋リスクを抱えると同時に、不動産市況によって資産価値が上昇したり下落したりする投機的リスクも抱えている。したがって、住宅を所有するリスクは、純粋リスクと投機的リスクの二つの側面を包含しているといえる。

また、企業の倒産(信用)リスクに対しては、取引先が企業からの債権を回収できなくなる損失の発生を純粋リスクと捉えて付保(保証・信用保険)されることもあるし、企業が倒産しなければ社債や融資の債権者が金利収入(利得)を得られる点を投機的リスクと捉えてデリバティブ(クレジット・デリバティブ)の対象とされることもある。これは、倒産(信用)リスクという一つの事象が、個々の当事者の見方に応じて、純粋リスクと投機的リスクのどちらにも解釈できることを示している。

(3) 集積リスク(集合リスク)・巨大リスク・少額リスク

前述のとおり、保険は「同質のリスクに直面する経済主体が、少額の資金を負担し合うことにより、一部の加入者の経済的損失に対して資金を融通する」制度であることから、一度に多数の加入者に損失が発生する集積リスク・集合リスク(自然災害等)や、1事故あたりの損失が巨額となる巨大リスク(人工衛星、原子力等)に対しては脆弱な面がある。このような場合、保険制度の対象地域を広く分散してリスクの集中度を緩和したり、保険制度の保険制度(再保険やプール)を利用したり、公的機関が関与して資金面での支援を行うといった工夫により、付保が可能となる。

また、低頻度少額損害のリスクに対しては、制度の運営経費を含むコストを負担して保険を利用するよりも、リスクをそのまま受け入れる方を選択する経済主体が多くなるため、効率的な保険制度の構築が困難となる場合がある。

1.2 保険制度のあり方

保険制度が存在する社会的な意義は、リスクに立ち向かう個人や企業を支援するインフラを提供することであるが、その意義を果たすためには、保険制度がそれに関わる各経済主体の期待に応えられるように設計・運営されていなければならない。

1.2.1 制度加入者の期待

保険制度に対する加入者の期待は、「保険が必要な分野」に、「信頼性が高い保険制度」が構築され、それが「効率的に運営」されることと整理できる。

(1) 保険が必要な分野

前述のとおり、個人や企業はその社会・経済活動の中で様々なリスクに直面している。ある人がある行動をするにあたって、その行動に付随するリスクに対処する保険制度が存在しなければ、その人は「リスクをそのまま受け入れて行動する」か「行動しない(回避する)」かの二つから選択することとなる。先の無保険自動車の例のように、リスクを回避するために「行動しない」を選択する場合もあるだろう。

多くの経済主体が過度にリスク回避的になると、経済の活性化を阻害し、社会全体として望ましくない結果となる可能性がある。仮に歴史上、海上保険が存在しなかったならば、国家元首や一部の資本家を除いて海上貿易のリスクをそのまま受け入れて事業を遂行するのは困難と思われることから、今日のような財の移動を前提とした国際分業に基づく世界経済の発展はなかったかもしれない。リスクのある分野に保険制度が提供されることにより、保険に加入して「リスクを軽減した上で当該リスクに立ち向かう」という選択肢が増える。この選択肢に高い効用を感じる経済主体が多ければ、それだけ多くの加入者を集めることが可能となり、更に安定した保険制度を構築することができるようになる。

また保険は、リスクを取る側だけではなく、賠償責任保険分野に見られるように、リスク発現の結果として被害を受けた者が、相手方からの経済的な補償を受けられることを担保する役割も期待されている。

日本に近代保険制度が導入されて1世紀以上が経過するが、その間、人口増加・工業化・モータリゼーションといった社会環境の変化に応じて、様々な分野で保険制度が構築され、社会・経済の発展に貢献してきた。また近年では、情報技術の発達や地球温暖化、少子高齢化、消費者保護意識の高まりやそれらに対応した法律改正といった各種の環境変化により、それまで存在しなかった、または認識されていなかったリスクが発現することがあるが、保険引受技術の開発や運営の工夫等により、それらの新たなリスクに対応した保険制度の提供が期待されている。

(2) 信頼性が高い保険制度

保険制度の加入者は、保険事故が発生した際に、必要な保険金が確実に支払われることを期待する。したがって、保険制度には、資金が枯渇して保険金が支払えないということが生じないような、財政的な「信頼性」が求められる。そのためには、保険制度全体として、引き受けるリスクに見合った保険料を加入者から収受するしくみを確保するとともに、通常の予測を超えたリスクが発現した場合でも保険金を支払えるような資本(ソルベンシー)を有していることが重要となる。また、保険制度の財政的な信頼性を個々の加入者が確認するのは困難であることから、財務内容を開示したり、専門知識を有する者がチェックしたりするしくみが必要となる。さらに、保険制度が万一破綻した場合に、加入者を保護するセーフティネットが設けられていることも、保険制度の信頼性向上に繋がる。

(3) 効率的な運営

保険制度の加入者は、必要な補償を得るためにできるだけ安い保険料で制

度に加入できることを期待する。保険料は、保険金を支払うための原資（純保険料）と、保険制度を運営するための費用（付加保険料）で構成されているが、一つの保険制度の中に極端にリスクが高かったり、異質なリスクを抱えた加入者を混在させることは、制度の財政的リスクを高めたり、保険料にリスクプレミアムを付加するなど、他の一般加入者のコストに反映させなければならなくなる可能性がある。したがって、効率性確保の観点からは、保険制度の対象範囲・料率区分の設定や危険選択（アンダーライティング）の機能が重要となる。また、付加保険料は、保険制度運営のための人件費や物件費で構成されているため、保険料水準を低くするためには、生産性を高めた効率的な制度運営を行い、コストの低減に努めることが求められる。

1.2.2 資本提供者の期待

前述のとおり、保険制度の信頼性を確保するためには、保険金の支払いを担保するための資本（ソルベンシー）が必要となるが、保険制度に資本を提供する者は、提供した資本が毀損するリスクと引き換えに、それに応じたリターンを期待する。株式会社の株主や相互会社の契約者（社員）は、保険制度が想定を超える保険金を支払わなければならなくなった場合に備える資本を提供し、その見返りとして、利益が生じた場合にそれを獲得する優先権が与えられている。

仮に、加入者から収受する保険料水準を「リスクの期待値（＋経費）のみ」とした場合、実際に保険金支払額が期待値通りの結果となると、資本提供者に還元する原資がなくなる。このような保険制度に資本を提供する者はいないので、結局は、信頼性のある保険制度が成立しないこととなる。一般に、営業保険料の中に期待値からの割増保険料や予定利潤が織り込まれているのは、保険制度を運営するにあたっては、収支残（利益）を計上して、資本提供者に対してリスクを取ったことへの報酬を還元する必要があるためである。

1.2.3 政府の役割

日本の保険制度の中には、政府が運営に関与(たとえば家計地震保険)しているものや、直接的に保険の運営者になっているもの(たとえば公的年金や雇用保険)がある。一般にこれらの保険は、国民福祉や産業振興といった国策の観点から制度設計がなされており、強制加入で危険選択ができなかったり、リスク対比の保険料が低廉に抑制されている等の要因から、民間の保険制度では引き受けられない(資本提供者が期待できない)リスクを対象としている。

また政府には、民間の保険制度を監督する役割がある。たとえば、最低資本金額やソルベンシー基準により民間保険会社の健全性を確保したり、ディスクロージャー基準により透明性を確保したり、競争環境を整備して運営者に制度の効率性を高めるインセンティブを与えたりするなどの監督行政により、「保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資すること(保険業法第1条)」が期待されている。

1.3 損害保険業

1.3.1 損害保険業の法的枠組み

(1) 保険(契約)法

従来、日本の損害保険契約に適用される私法上の規定は、商法「第10章 保険」の「第1節 損害保険(第629条～第672条)」に依拠している。同法では、保険契約の類型を損害保険契約と生命保険契約とに分類し、損害保険契約を「…偶然な一定の事故により生ずる損害を填補する…」(商法第629条)、生命保険契約を「…相手方または第三者の生死に関し一定の金額を支払う…」(同第673条)と規定している。

現行商法の保険に関する規定は、明治44年以来100年近く改正が行われておらず、その間の情勢の変化が反映されていなかった。そのため、平成18年11月から平成20年1月にかけて、法務省の法制審議会保険法部会において保険法見直しの検討が行われ、その答申に基づき、平成20年6月に改正法案が成立し、平成22年4月に施行されることとなった。

今般の保険法改正では、従来、商法の中で規定されていた保険契約に関する部分を、独立法として括り出してひらがな口語体表記に改めるとともに、契約者保護に配慮した現代社会に適合するものとするため、全面的な見直しが行われている。特に、商法では規定されていなかったいわゆる第三分野の保険契約が「傷害疾病定額保険」として明確化された点が特徴的である。

商法

第10章 保険

第1節 損害保険

第629条 損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

第2節 生命保険

第673条 生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

保険法

第1章 総則

第2条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **保険契約** 保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付(生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。)を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料(共済掛金を含む。以下同じ。)を支払うことを約する契約をいう。
- 二 **保険者** 保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう。
- 三 **保険契約者** 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。
- 四 **被保険者** 次のイからハまでに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イからハまでに定める者をいう。
 - イ 損害保険契約 損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者
 - ロ 生命保険契約 その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者
 - ハ 傷害疾病定額保険契約 その者の傷害又は疾病(以下「傷害疾病」という。)に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者
- 五 **保険金受取人** 保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう。
- 六 **損害保険契約** 保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。
- 七 **傷害疾病損害保険契約** 損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によって

生ずることのある損害(当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。)をてん補することを約するものをいう。

八 生命保険契約 保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの(傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。)をいう。

九 傷害疾病定額保険契約 保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。

(2) 保険監督法

日本における私保険制度の公法的監督・規制を規律する法律として、保険業法が制定されている。

a. 保険業の定義

保険業法の対象となる「保険業」は、「人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第3条第4項各号(生命保険)又は第5項各号(損害保険)に掲げるものの引受けを行う事業」(第2条第1項)である。ただし、他の法律で規定されているもの(根拠法のある共済)や学校・企業・労働組合内で行われる共済制度等は除外されている。

また、「保険業のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が1000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険(政令で定めるものを除く。)のみの引受けを行う事業」を「少額短期保険業」と定義(第2条第17項)し、「保険業」を行う「保険会社(同条第2項)」と、「少額短期保険業」を行う「少額短期保険業者(同条第18項)」とを区分している。

b. 免許

保険業を営むために必要な免許として、生命保険業免許と損害保険業免許の2種類があり、そのうちの損害保険業免許では、次の保険の引き受けを行うことができる。(保険業法第3条)

- 1 一定の偶然の事故によって生ずる損害をてん補する保険(2を除く)
- 2 給付方式(定額給付、実損てん補)にかかわらず、次の事由を保険事故とする保険
 - イ. 人が疾病にかかったこと
 - ロ. 傷害または疾病による人の状態(入院および通院等)
 - ハ. 傷害による死亡
 - ニ. イまたはロに類するものとして内閣府令で定めるもの(出産、不妊治療、老衰による介護、骨髄の提供)
 - ホ. イ、ロまたはニに関する治療
- 3 海外旅行中における死亡に関し一定の金額を支払う保険

上記2のいわゆる第三分野の保険については、損害保険会社、生命保険会社のいずれにおいても取扱える。また、保険数理に基づく保証証券業務については、上記1の保険契約とみなして損害保険業免許で行うことができる。

なお、少額短期保険業者が少額短期保険業を行う場合は、保険業法第3条に規定された免許ではなく、保険業法第272条における内閣総理大臣の登録を受けることとされている。

(3) その他の特別法

国民福祉の観点から特に重要な損害保険制度である自賠責保険と地震保険については、特別法(「自動車損害賠償保障法」「地震保険に関する法律」)に基づいた運営が行われている。

1.3.2 保険規制の目的

保険業法による規制の目的は、第1条に規定されているとおり「保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資すること」であり、その手段として、保険事業を営む者に対して「業務の健全かつ適切な運営」と「保険募集の公正」を確保することを求めている。

保険業法

第1条(目的)

この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(1) 業務の健全性確保の観点

保険はその加入者に生じた経済的な損失を金銭で補てんするものであることから、その支払いが確実に履行されるためには、保険制度が健全な財政基盤を維持していることが重要となる。この観点から、保険会社の業務内容や財務状況に対して各種の法的規制が設けられている。

a. 業務規制

保険会社の最も重要な役割は保険制度を健全に運営することであることから、他の事業のリスクを抱えることにより保険金の支払余力が毀損することは避けなければならない。このため保険業法では、同一法人による生命保険業と損害保険業の兼業を禁止している。(第3条第3項) ただし、子会社方式または持株会社方式によりリスク遮断が図られていれば、同一企業グループ内で両事業を行うことができる。(第106条、第271条の21)

また、保険会社の業務は、固有業務、付随業務、法定他業の3区分で規定

され、これらの業務以外は「他の法律により営む業務」⁴を除き行うことができない。(第100条)

① 固有業務

保険会社は、保険業法第97条の規定により、「保険の引受け」と「資産の運用」を行うことができる。これにより、保険会社の損益計算書の様式は、経常損益の中に保険引受損益と資産運用損益を区分して表示するように構成されている。

② 付随業務

保険業法第98条に、固有業務に付随する業務として行える業務が規定されている。この中で、他の保険会社等の業務の代理・事務の代行(第1項第1号)は、保険引受業務に付随して、生命保険会社間、損害保険会社間および生命保険会社・損害保険会社相互間に認められるもので、いわゆる共同保険における幹事業務や、非免許外国保険業者の総代理店や損害査定の代理を引き受けることのほか、子会社方式による生損保兼営の際の親会社による子会社の事務の代行等が含まれる(施行規則第51条)。この業務の代理・事務の代行を行うにあたっては、内閣総理大臣の認可を受けることが必要である。ただし、子会社等同一グループの業務の代理・事務の代行の場合は届出を以て足りることとされている(保険業法第98条第2項)。

上記以外の付随業務は、主に資産運用業務で取得したノウハウを活用することによって行える事業が列挙されている。

③ 法定他業

保険業法第99条に、固有業務の遂行を妨げない限度においてできる業務

⁴ 「他の法律により行う業務」としては、具体的には、自動車損害賠償保障法第77条に規定する政府保障事業の業務(の一部)を損害保険会社が受託することが挙げられる。

(法定他業)として、有価証券の売買等(第1項)、投資助言業務、排出量取引に係る業務等(第2項)を行うことができる。なお、保険金信託業務(第3項)については、生命保険会社のみ認められている。

b. 財務関連規制

上記a. の業務規制に加え、保険会社が保険金の支払いを確実にできる財政基盤を有していることを確保するため、資産・負債・資本(純資産)といったバランスシートの健全性を確保するための規制が設けられている。

① 資産運用比率規制

保険業法第97条の2第2項において、特定の与信先が破綻した場合の財務への重大な影響を防止するため、総資産に対する同一人への与信比率の上限が規定されている。(具体的な内容については、第8章 資産運用 を参照)

② 保険計理人制度

保険会社の財政基盤が健全であることを確保するためには、保険負債の評価が適切に行われることが特に重要となる。そのため、保険業法第120条等において、保険会社は保険計理人を選任し、保険料や責任準備金の算出方法等に関与させなければならないことが規定されている。また、選任された保険計理人は、責任準備金や支払備金といった保険負債が、健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを確認しなければならない。(具体的な内容については、第11章 損害保険業とアクチュアリー を参照)

③ ソルベンシー・マージン基準

保険業法第130条等において、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるか否かの指標として、いわゆるソルベンシー・マージン基準が規定されている。支払余力(ソルベンシー)と保有しているリスクとの比率が一定割合を下回ると、業務改善命令等の行政措置が発動される。(具体的な内容については、第10章 リスク管理 を参照)

また、上記a, bに掲げたような各種規制にもかかわらず、保険会社が破綻し

てしまった場合に備えるセーフティネットとして、保険業法第259条等において保険契約者保護機構を設けることが規定され、損害保険業免許と生命保険業免許を受けた保険会社に対して加入が義務付けられている。(具体的な内容については、第10章 リスク管理 を参照)

(2) 公正な保険募集の観点

保険約款は、どのような場合にどのような基準で保険金が支払われるのかを、契約時に事前に定めておく必要があるため、将来起こりうる様々な事態を想定して作成されている。このため、必然的に分量が多くなりがちであり、かつ、契約文書的な表現が用いられていることで、一般消費者にとっては内容が複雑で完全に理解することは難しい面がある。また保険契約は、常時、大量に同種の契約を取り扱わなければならないため、個別契約者ごとに約款を定めるのは困難であることから、保険会社があらかじめ用意した約款の範囲の中で選択を行うこととなる。(保険の附合契約性)

このような保険契約の特性から、保険会社の締結する個々の契約内容および取引行為が契約者保護に反することがないように、保険商品や募集方法に関する各種の法的規制が設けられている。

a. 保険商品の認可・届出制

保険会社は、事業免許を受ける際に当局に提出した基礎書類(保険業法第4条第2項に掲げられた書類)に基づいて事業を行う。基礎書類には、当該保険会社を取り扱う保険商品の約款や料率等が規定されており、その内容を変更する場合は、事前に当局の認可を受けなければならない。(保険業法第123条)

一般に、契約者は保険商品の内容を完全に熟知しているわけではなく、契約における交渉上の立場も弱いことから、事前認可制を採用することにより、適用する約款や料率が保険会社に不当に優位な内容とならないよう、当局が事

前に確認するプロセスが採用されている。ただし、主に企業分野を対象とする一部の保険契約については、事前認可制が一定緩和された届出制や特約自由等の制度が設けられている。(具体的な内容については、第2章 損害保険料率 を参照)

b. 保険募集制度

① 保険募集人

「保険募集」とは、「保険契約の締結の代理又は媒介を行うこと」(保険業法第2条第26項)で、保険募集を行う者には、契約者に対して適切な説明を行えるよう一定水準以上の保険知識が求められる。このため保険業法第275条において保険募集を行える者を規定し、損害保険については次の者以外の保険募集を禁止している。

- ・ 損害保険会社の役職員
- ・ 損害保険代理店
- ・ 保険仲立人

② 禁止行為

保険業法第300条では、保険契約者の保護や保険市場の秩序維持の観点から、保険募集を行う者に対し、契約者等に対して虚偽のことを告げたり、重要な事実を告げなかったり、特別な利益を供与したりする等の行為を禁止している。

③ 説明責任の履行等

近年、消費者保護の観点から、金融機関全般に対して商品内容や付随するリスク等についての説明責任が強く求められており、これらに対応した各種制度が導入されている。主なものは以下のとおり。

- ・ 平成13年(2001年)4月に消費者契約法と金融商品販売法が施行され、保険契約についても、クーリング・オフ制度、重要事項説明義務、勧誘方針の揭示義務が導入された。(一部は保険業法改正で対応)

- 平成17年(2005年)4月に個人情報保護法が施行され、保険募集時に得た個人情報については、その利用目的を本人に通知または公表することが義務付けられた。
- 平成19年(2007年)4月より、保険期間が長期となる一部の保険商品について、適合性原則を踏まえた意向確認書面の制度が導入された。
- 平成19年(2007年)9月に施行された金融商品取引法において、証券業・銀行業・保険業の業態横断的な利用者保護ルール(説明義務、禁止行為等)が規定され、損害保険会社においては、一部の金融商品的な積立保険商品や保険デリバティブ商品が対象となった。
- 平成21年(2009年)9月に消費者庁が発足し、保険サービスについても国民生活審議会等を通じ、各種消費者保護施策の答申等を行っている。
- 平成26年5月23日成立の保険業法等の一部を改正する法律にともない、「意向把握義務」や「情報提供義務」が導入されている。同じく、独立系の保険代理店の増加等を踏まえ、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、保険募集人に対して体制整備を求めるように変更されている。

1.4 日本の損害保険市場

1.4.1 損害保険市場の規模

日本の損害保険会社の正味収入保険料の変遷は、表1-1のとおりである。

表1-1 保険種目別正味収入保険料の変遷

保険種目	昭和62(1987)年度		平成19(2007)年度		令和2(2020)年度	
	保険料 (億円)	割合	保険料 (億円)	割合	保険料 (億円)	割合
火災	8,377	19.2%	10,554	14.1%	14,692	16.9%
自動車	18,321	42.0%	35,026	46.9%	41,880	48.2%
傷害	5,590	12.8%	6,593	8.8%	6,205	7.1%
新種	3,440	7.9%	8,283	11.1%	13,331	15.3%
海上・運送	2,491	5.7%	2,994	4.0%	2,426	2.8%
自賠責	5,432	12.4%	11,250	15.1%	8,390	9.7%
合計	43,652	100%	74,700	100%	86,927	100%

- ・ 日本損害保険協会会員会社合計

令和2(2020)年度における保険種目別の収入保険料ウエイトは、大きい順に、自動車保険、火災保険、新種保険、自賠責保険、傷害保険、海上・運送保険となっている。上表のとおり、日本では自動車保険と自賠責保険の2種目で全体の60%程度を占めており、自動車リスク中心のマーケットとなっている点特徴的である。

1.4.2 主な保険種目

(1) 火災保険

火災保険は、火災リスクを中心に、落雷や爆発、風水災や地震⁵等によって建物や家財に生じた損害に対して保険給付を行うものであり、日本では古くから損害保険の中心種目であった。他の保険商品の伸展等に伴い、相対的なウエイトは低下してきているものの、個人や企業の経済活動にとって重要な保険種目であることに変わりはない。

(2) 自動車保険

自動車保険は、昭和30年代以降のモータリゼーションの進展に伴って急速に発展し、現在では日本の損害保険市場での主力商品となっている。自動車保険で担保する主なリスクは、賠償リスク(対人・対物)、車両リスク、傷害リスクであるが、実際の商品は、これらを単独あるいは組み合わせた形で販売されている。近年では、自動車事故に付随して発生する費用を担保したり、事故・故障時のレッカー移動や電話相談といった、各種付帯サービスを充実化させる傾向となっている。

(3) 自賠責(自動車損害賠償責任)保険

自賠責保険は、自動車事故による被害者を救済することを目的として自動車損害賠償保障法に基づいて運営されている。その趣旨から、強制保険であること、保険会社に引受義務があること、ノーロス・ノープロフィットの原則で営まれること、免責事由がきわめて限定的であることなどの特徴がある。

(4) 傷害保険

傷害保険は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により、死亡または

⁵ 風水災リスク、地震リスクを担保するか否かは、商品によって異なる。

後遺障害を被り、または入院もしくは通院により医師の治療を受けた場合などに保険金を支払うもので、いわゆる第三分野の保険種目に分類される。

(5) 賠償責任保険

賠償責任保険は、他人の身体の傷害や他人の財物の損壊、もしくは財物損害を伴わない財産上の損害について、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して保険金を支払う。各種法改正により、生産物賠償責任保険や会社役員賠償責任保険(D&O)等の企業分野の市場が拡大したことで引受量も年々増大しており、新種保険の中で最大のウエイトを占める状況となっている。

(6) 海上保険

海上保険は、航海における衝突、沈没、座礁等各種の海上危険によって生じる損害に対して保険金を支払う。歴史上最初に登場する保険種目で、12世紀頃から地中海沿岸で行われていた「冒険貸借」がその起源とされている。今日においても国際貿易においては、欠かせない役割を果たしている。

(7) 積立保険

積立保険は、個別の保険種目ではなく、火災保険や傷害保険等の補償機能に対して、積立保険料による貯蓄機能を加え、満期までの間に所定の保険事故が発生しなかったことを条件に、満期返戻金を支払うものである。昭和43年の長期総合(積立火災)保険の発売を契機に、積立傷害保険をベースとして貯蓄機能を高めた一時払専用商品や年金払商品等、多種多様な商品が開発され、損害保険会社の資産規模拡大に貢献した。

1.4.3 損害保険と競合する商品

損害保険と競合する商品としては、次のようなものがある。

(1) 生命保険

日本の生命保険業の令和2年度の収入保険料は29兆1,978億円(生命保険協会HP「生命保険事業概況」より)で、損害保険業に比べその市場規模は大きい。生命保険は人の生死に関する保険、損害保険は損害をてん補する保険が中心であり、主要分野においては直接競合することはないが、第三分野(傷害、疾病、介護)商品については、生命保険会社と損害保険会社の両者が取り扱えることから、競合する市場となっている。

(2) 共済

保険は不特定多数を対象に営む事業であるが、共済はそれぞれの団体の条件に応じて出資金を拠出する等により組合員となった特定の人たちが協同して相互に扶助しあう仕組みである。日本共済協会「ファクトブック2021日本の共済事業」によれば、令和2年度の組合員数は7,773万人となっている。種目別の内訳は表1-2のとおりであるが、中でも火災/建物共済の掛金額は、同時期の火災保険の保険料額を大きく上回っており、共済が損害保険業の強力な競合先となっていることが伺える。

表1-2 共済事業の概況(令和2年度)

共済種目	契約件数 (万件)	割合	共済掛金 (億円)	割合
生 命	6,136	47.1%	35,401	51.9%
年 金	523	4.0%	7,603	11.2%
火災／建物	2,360	18.1%	18,469	27.1%
傷害／交通災害	1,776	13.6%	607	0.9%
自動車	1,627	12.5%	5,841	8.6%
その他	600	4.6%	260	0.4%
合 計	13,022	100.0%	68,181	100.0%

(日本共済協会「ファクトブック2021 日本の共済事業」より)

(3) 保険デリバティブ

企業が抱えるリスクの中には、明示的な事故の発生ではなく、気象条件や景気動向といった外部環境の変化により予定した利益が得られなくなるリスクがある。しかしながらこれらのリスクは、その環境変化と企業が被った損失額との因果関係を特定することが難しいこと、および、環境変化が企業にとって有利な方向に動く投機的リスクの側面があることから、保険制度の構築は困難であった。これに対して、客観的な指標の変動とそれに基づいた金銭の授受をあらかじめ約定する取引⁶が開発され、実質的なリスクヘッジ取引が可能となっている。このような取引形態を、金融市場のデリバティブと区分して「保険デリバティブ」といい、代表的な商品として天候デリバティブが挙げられる。保険デリバティブは、企業リスクをヘッジする商品として損害保険会社以外の金融機関でも取り

⁶ 類似する保険商品として、近年、インデックス保険が開発されている。インデックス保険とは、災害と関連する指標(インデックス)があらかじめ定めた条件に該当した場合、損害状況を確認することなく即座に保険金を支払うもの。

扱えるという点で競合しているが、事実上、損害保険会社を中心となって引き受けていることから、損害保険を補完する商品ということができる。

(4) 保険代替 (Alternative Risk Transfer) 市場

社会が高度化、多様化、国際化するに際して、内在するリスクも巨額化、多様化、国際化してきたことで、損害保険市場の引受キャパシティだけでは、リスクヘッジのニーズに十分対応できない場合が生じている。一方、近年の金融技術の発達には、様々なリスクを証券化することに成功しており、その一つの形態として保険リスクを資本市場に移転することが可能となっている。このような背景で発達してきたのが、保険代替 (ART) 市場である。

保険代替市場は、リスクヘッジャーが損害保険会社を通さずに、直接資本市場にリスク移転することができるという点において、損害保険市場に競合する存在となっている。しかしながら、損害保険会社にとっても、自社が引き受けたリスクを保険代替市場に移転したり、あらかじめ保険代替市場でヘッジ先を確保することで保険引受けを行ったりすることができるという点では、むしろ自らのキャパシティを拡大するために重要な存在となっている。

(5) 少額短期保険

平成18年4月1日施行の保険業法の改正により、保険金額が少額、保険期間が短期の保険の引受のみを行う事業として誕生した、少額短期保険についても損害保険と競合する商品と言える。

少額短期保険において取り扱える損害保険については、保険金額および保険期間の上限は、1,000万円、2年となっている。令和4年4月1日において、少額短期保険業者として財務局に登録されている業者数は115業者となっている。

1.4.4 損害保険会社等

日本で損害保険業を行う事業者の組織形態には、保険業法第3条に基づき免許を受けた「損害保険会社」、保険業法第185条に基づき免許を受けた「外国保険会社等」および保険業法第219条に基づき免許を受けた「特定法人」がある。損害保険会社は、株式会社と相互会社のいずれかの法人形態である必要があるが、現在は、すべての会社が株式会社となっている。

外国の損害保険会社が日本で損害保険業を行う場合の形態としては、日本での現地法人の設立、日本における支店または代理店設立、総代理店の3つの方式がある。このうち日本での現地法人は、外資系の「損害保険会社」となる。また総代理店とは、特定法人が引受社員の総代理店を定めて損害保険業免許を受けるもので、英国のロイズがこの形態をとっている。

保険業法

(免許)

- 第185条** 外国保険業者は、第3条第1項の規定にかかわらず、日本に支店等(外国保険業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は外国保険業者の委託を受けて当該外国保険業者の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)を設けて内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該免許に係る保険業を当該支店等において行うことができる。
- 2 前項の免許は、外国生命保険業免許及び外国損害保険業免許の2種類とする。
 - 3 外国生命保険業免許と外国損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。
 - 4 外国生命保険業免許は、第3条第4項第1号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第2号若しくは第3号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。
 - 5 外国損害保険業免許は、第3条第5項第1号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第2号若しくは第3号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免

許とする。

- 6 外国保険会社等は、日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約については、内閣府令で定める場合を除くほか、日本国内において締結しなければならない。

(免許)

第219条 次の各号のいずれにも該当する法人(以下この節において「特定法人」という。)は、保険の引受けを行う当該特定法人の社員(以下「引受社員」という。)の日本における保険業に係る引受けの代理並びに当該日本における保険業に係る当該特定法人及びその引受社員の業務の代理をする者(以下この節において「総代理店」という。)を定め、引受社員が日本において保険業を行うことについて、内閣総理大臣の免許を受けることができる。

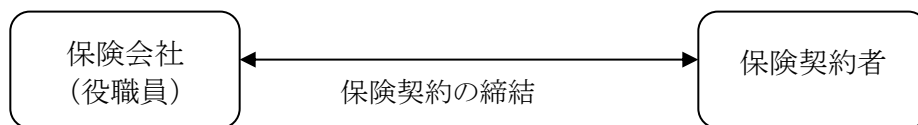
- 一 外国の特別の法令により設立された法人であること。
- 二 その社員である者が、外国の法令の特別の規定により、当該外国において保険業の免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。)を受けず、保険業を行うことが認められていること。
- 2 前項の免許は、特定生命保険業免許及び特定損害保険業免許の2種類とする。
- 3 特定生命保険業免許と特定損害保険業免許とは、同一の特定法人が受けることはできない。
- 4 特定生命保険業免許は、引受社員が日本における事業として第3条第4項第1号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第2号若しくは第3号に掲げる保険の引受けを行うことに係る免許とする。
- 5 特定損害保険業免許は、引受社員が日本における事業として第3条第5項第1号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第2号若しくは第3号に掲げる保険の引受けを行うことに係る免許とする。
- 6 特定法人が第1項の免許を受けた場合には、当該特定法人の引受社員は、第3条第1項及び第185条第1項の規定にかかわらず、第2項の免許の種類に従い、総代理店の事務所において日本における保険業を行うことができる。

1.4.5 販売チャネル

日本における損害保険の販売チャネルには、損害保険会社が直接募集活動を行う直扱い、損害保険代理店による代理店扱い、保険仲立人(ブローカー)によって行われる保険仲立人扱いがある。

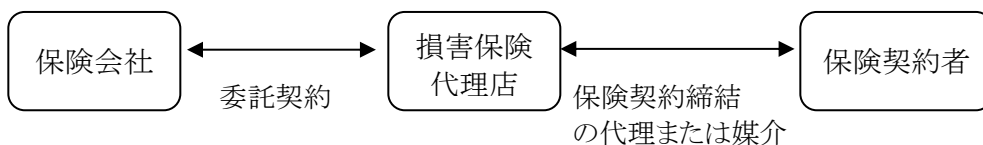
(1) 直扱い

損害保険会社の役職員が、直接保険募集を行う場合で、営業社員による募集のほか、直販社員や将来の代理店を育成するために設けられている研修生等による募集も含まれる。また、近年では、インターネットや新聞広告、DMなどを活用した通信販売が増加している。



(2) 損害保険代理店

損害保険代理店は、損害保険会社と代理店委託契約を締結し、損害保険会社に代わって保険契約者との間で損害保険契約を締結し、保険料の領収を行う者である。損害保険代理店は、保険業法第276条に基づいて内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和3(2021)年度末現在、その数は165,185店、募集従事者数は2,040,486名(国内会社・外国会社合計)となっている。



損害保険代理店は、損害保険代理業を専業とする専業代理店と、他業との兼業で損害保険代理業を営む副業代理店に分類できる。それ以外にも、法人代理店と個人代理店別の分類や、損害保険会社1社とのみ代理店委託契約

を締結している専属代理店と複数の損害保険会社と代理店委託契約を締結している乗合代理店別の分類などが可能であり、その割合は表1-3のとおりとなっている。

表1-3 分類別代理店割合(令和2年度末)

分類		代理店数	割合
専業・副業別	専業	30,409	18.4%
	副業	134,776	81.6%
法人・個人別	法人	95,383	57.7%
	個人	69,802	42.3%
専属・乗合別	専属	127,486	77.2%
	乗合	37,699	22.8%
合 計		165,185	100.0%

(日本損害保険協会「ファクトブック2021 日本の損害保険」より)

保険業法

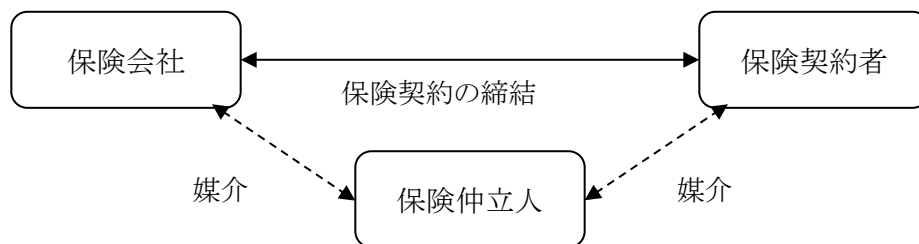
(登録)

第276条 特定保険募集人(生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人(特定少額短期保険募集人を除く。)をいう。以下同じ。)は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(3) 保険仲立人(ブローカー)

保険仲立人は保険会社の代理人ではなく、保険契約者と損害保険会社の間で中立的な立場で保険契約の媒介を行う者で、保険業法第286条に基づい

て内閣総理大臣の登録を受ける必要がある⁷。損害保険会社との代理店委託を受けることなく、あらゆる損害保険会社との保険契約を媒介することができるが、保険契約締結権、告知受領権、保険料領収権等を持たず、誠実義務（ベストアドバイス義務）が課されている（保険業法第299条）。



保険業法

（登録）

第286条 保険仲立人は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

（保険仲立人の誠実義務）

第299条 保険仲立人は、顧客から委託を受けてその顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならない。

⁷ 同様の仲介業として、1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」が創設されている。

[参考文献]

1. 『ファクトブック2021 日本の損害保険』 (日本損害保険協会)
2. 『ファクトブック2021 日本の共済事業』 (日本共済協会)